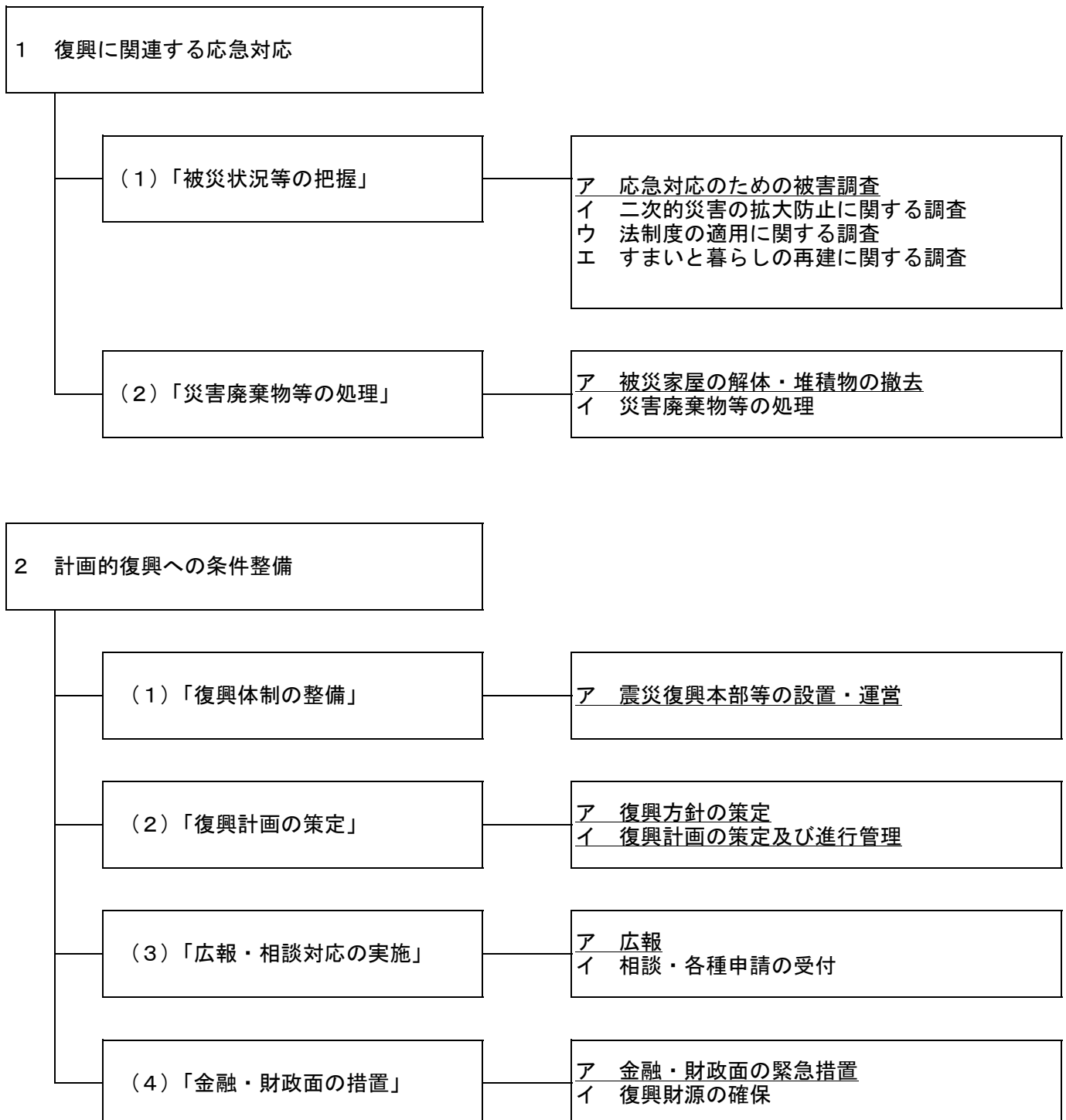


徳島県復興指針（たたき台）

第3章 復興へ向けた条件整備



第3章の項目の構成について

○趣旨・概要

取組項目の背景、趣旨、概要、目的、取組にあたっての方向性や方法等を記載する。

○実施時期

取組開始の目安とする時期を記載する。

○関係部局

関係する庁内部局名を記載する。

○項目・手順等

取り組む項目や過去の事例も踏まえその手順を記載する。

○事前復興（事前準備）

対策をより効率的・効果的に進めるために、災害前から取り組んでおくことが望ましい準備事項を記載する。

○市町村に期待する取組

取組にあたり、市町村に期待する役割を記載する。

○事業者等に期待する取組※

取組にあたり、事業者、地域住民等に期待する役割を記載する。

○その他（特記事項、留意点等）※

取組を行う際、参考とすべき特記事項や留意点を記載する。

※ただし、特別に記載すべき事項がない場合は、記載しない。

取組施策(1)「被災状況等の把握」 取組項目ア「応急対応のための被害調査」

趣旨・概要

- 被災者、遺族の生活支援や都市基盤施設等の早期復旧や二次災害防止などに向け、被災地域の概要を把握する。

実施時期

発災直後～

関係部局

県土整備部など全部局

項目・手順等

(ア) 人的被害の把握

- 人的被害の調査は、次の2つの目的で実施する。
 - ・災害弔慰金・災害障害見舞金支給、義援金配分の実施などの被災者・遺族の生活支援
 - ・人的被害の発生要因の把握・分析と復旧・復興対策への反映

a 人的被害の把握

- 市町村は、警察、消防、医療など関係機関からの情報や、役所への死亡届の提出、火葬・埋葬許可証の申請などを通じて、人的被害の正確な把握に努める。さらに被災者遺族からの災害弔慰金の申し出の情報などと併せて、正確な情報管理に努める。
- 遺体については、警察において、医師の応援協力を得つつ、遅滞なく検視を行う。また、火葬手続で混乱を生じないように、警察、医師、自治体間で連携を図る。

b 身元不明遺体・行方不明者への対処

- 身元不明遺体については、警察において、歯科医師等の協力を得て、身元確認調査を行う。身元確認ができない場合、市町村は遺骨・遺留品を保管する。
- 行方不明者については、警察で相談受理体制を構築し、届出を受けて調査を行う。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第4条において、「災害の際現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死が分からない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、当該災害によって死亡したものと推定する。」と規定されている。

(イ) 建築物被害の概要調査

a 被害の調査

- 市町村は、次のとおり調査を実施する。
 - ・発災後数日以内には建築物被害の概要調査を実施し、被害状況の把握に努める。
 - ・現地調査における被害程度の判定は外観目視による簡便なものでよく、完全に倒壊しているもの、柱・軸組が相当ずれているものなど全壊相当被害の概要を把握する。
 - ・災害対策本部等に報告される被害情報等から建物被害情報を収集し、市町村全域

における被害の発生している地区を把握する。

- ・被災建築物応急危険度判定調査（被災後10日間を目安に完了）の結果等を活用できる場合は、より詳細な被害情報の把握を行う。
 - ・災害対策本部等へ詳細な被害情報が報告されていない地区や被災建築物応急危険度判定調査等が行われていない地区等については、必要に応じて補足的に現地調査を実施する。
- 特定行政庁は、市街地において、第一次建築制限実施を検討するにあたり、被災後1週間以内に、判断材料となる建物被害概況調査（第一次調査）を取りまとめる。
※上記の被災建築物応急危険度判定調査結果等を活用し街区単位（街路に囲まれた一区画）で取りまとめる。
- 市町村が被災状況や人員体制等により、単独で現地調査ができない場合、県は調査を支援する。

b 被害の報告等

- 市町村は、調査結果を迅速に集計し、街区単位での被害率の凶化、地区別及び全体での全壊相当の建築物被害数の集計を行い、随時、県に報告する。
- 県は、これらを取りまとめ、関連する主務官庁に報告する。また、収集、整理した被害情報について当該市町村へ報告する。

（ウ）都市基盤施設被害の概要調査

- 道路、橋梁、河川・海岸施設、港湾、上下水道、鉄道、通信、電力、都市ガス、廃棄物処理施設等の各施設管理者・事業者は、被害の概要を迅速に調査し、応急復旧や二次災害防止のための措置及び各種応急対応の資料として活用する。

a 被害の調査

- 各施設管理者・事業者は、それぞれが所管する施設の被害概要の調査を実施する。
- 被害程度の判定は外観目視により、当該被害による利用の可否、復旧の難易度、緊急措置や機能代替措置の必要性を判断することに重点を置く。

b 被害の報告等

- 各施設管理者・事業者は、把握した被害の概要を随時、県及び市町村に報告する。県はこれを取りまとめ、それぞれの主務官庁に報告する。
- 県及び市町村は、これらの調査結果について、関係機関が情報共有するための体制を構築する。こうした体制を活用して、復旧順位や代替方策を検討する。また、県民等への適切な情報提供に努める。

（エ）利用可能用地の把握

- 各種の応急対応や復旧作業の基地、応急仮設住宅の建設地、ゴミ・がれき処分のための仮置き場などのために、利用可能な用地の確保は発災後の最重要課題の一つとなる。公有地はもとより、民間所有地についても利用可能な用地を調査し、確保する。
- 用地は、様々な目的において利用される可能性があるため、関係部局、各事業者等との調整を図ることが重要である。

a 現地調査

- 土地利用現況図、住宅地図などを参考に、利用可能用地を抽出し、現地調査を行う。
- ハザードマップや道路等の取り付けなど利用条件に適した用地であれば、即座に所有者を調べ、利用に関する調整を行う。
- 各部局、各事業者が利用している用地についても情報提供を求め、利用に係る諸条

件や利用予定期間を把握する。

b 情報の共有・活用

- 各部局、各事業者等との情報交換、協議を継続的に行い、用地の効率的な利用について調整する。

事前復興(事前準備)

- 被災建築物応急危険度判定士の育成
- 街区ごとの被災前の建物棟数の把握（住宅地図や都市計画基礎調査等を活用）
- 応急仮設住宅の建設地などの利用可能用地（適地）の把握と事前協定の締結

市町村に期待する取組

- 関係機関に対し、速やかに調査結果と支援要請を伝達する。
- あらかじめ想定していた検視・遺体安置所の多くが使用できなくなることも想定されることから、被害想定を踏まえ、長期間の使用が可能な検視・遺体安置所の確保を図る。
- 上記「項目・手順等」及び「事前復興（事前復準備）」記載事項を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- 上記「項目・手順等」及び「事前復興（事前準備）」記載事項を参考に取組を検討する。

その他(特記事項、留意点)

- 立入が難しい地域の被害調査にあたっては、航空機（航空写真）及びドローンの利用も想定する。
- 道路、鉄道、河川、海岸などの施設の被害調査については、ヘリコプターなどの利用に加え、初期においては宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携も有効である。
- 津波などで浸水被害が予想される場合には、各種情報や消防・水防団（消防団）情報を地図にプロットするなどして、被害発生地域を把握し、浸水地域及びその周辺を対象に、建築物被害の概要調査を実施する。
- 調査担当者には、被災者からの様々な質問や要請が寄せられることから、返答方法・想定問答を周知したり、各種問い合わせ窓口の一覧（医療、避難、物資、公益事業者、地方公共団体への相談などに関する情報リスト）を携帯させることが必要である。
- 「災害救助事務取扱要領」において、「応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること」と規定されている。

【関係する法令、計画、資料等】

- ・「災害弔慰金の支給等に関する法律」
- ・「徳島県震災復興都市計画指針」
- ・「津波被害からの復興まちづくりガイダンス」（国土交通省）
- ・「復興まちづくり事前準備ガイドライン（本編）（資料編）」（国土交通省）
- ・「災害救助事務取扱要領」

取組施策(2)「災害廃棄物等の処理」 取組項目ア「被災家屋の解体・堆積物の撤去」

趣旨・概要

- 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）は原則として所有者が実施する。
- 市町村は、あらかじめ検討した基準に照らし、公費による損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）の可否を判断し、実施する場合は関係部局と連携し作業を行う。
- 解体・撤去の実施にあたっては、効率性、環境対策・安全対策等について、事業者への指導が重要となることから、次の項目を実施する。
 - ・解体撤去の受付（公費解体を実施する場合）
 - ・搬入券の発行（公費解体実施如何にかかわらず）
 - ・アスベスト対策

実施時期

発災数日後～

関係部局

県民環境部、農林水産部、県土整備部

項目・手順等

（ア）解体撤去の受付（公費解体を実施する場合）

- 公費解体を実施する場合には、市町村は住民からの災害廃棄物撤去の申請の受付・民間事業者との契約事務を行うとともに、委託した民間事業者が適正処理を行うよう、指導を実施する。

【実施手順】

- ①対象者の決定
- ②優先順位の検討
- ③受付期間の決定
- ④単価の設定
- ⑤契約方式の決定
- 市町村は、公費解体の円滑な実施に備えて、平時から関係部局等と協議しておき、基準やスケジュールを検討しておく。

（イ）搬入券の発行（公費解体の実施状況にかかわらず）

- 市町村は、計画的処理及び不法投棄防止の観点から、処分場・仮置場への搬入券を発行する。
- あわせて、固定資産台帳による解体対象物の規模について、確認を行うとともに、混合状態のがれきの受入の制限について周知・徹底を行う。

■参考：破損家屋、堆積物等の撤去に関する事業

- ・堆積土砂排除事業
- ・都市災害復旧事業
- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

(ウ) アスベスト対策

- 所有者は、被災建築物を解体する際、立入可否判断を行った上で、吹付けアスベスト等の使用について事前調査を行い、吹付けアスベスト等の使用が確認された場合は、大気汚染防止法に基づく届出を行う。

■参考

- 大気汚染防止法によるアスベスト除去作業実施の届出（法第18条の15）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者等は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 特定工事の場所
- 四 特定粉じん排出等作業の種類
- 五 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 六 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- 七 特定粉じん排出等作業の方法

事前復興(事前準備)

- 工事車両が頻繁に通行する道路については、周辺住民へ事前に周知する。また、通学路を工事車両が通行する場合には、児童の安全確保等の対策を実施する。
- 解体撤去について、市町村は、街区単位や隣接する建物をまとまって実施することが有効な場合、個々の建物で解体作業を実施するのではなく、市町村は調整やあつ旋を行う。
- 市町村は、解体撤去の受付や搬入券発行を通じて環境対策・安全対策等に関して業者への指導を実施するとともに、計画的な搬入・処理のコントロールを行う。

市町村に期待する取組

- 災害の規模により住民からの公費解体に関する問い合わせが殺到することが想定されるため、住民への広報や対応方法について検討する。
- 公費解体について、受付に至る手続きやルールを事前に定めておく等、受付体制を検討する。
- 上記「項目・手順等」及び「事前復興（事前準備）」記載事項を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- 解体等工事の発注者は、工事受注者の法令遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する。
- 解体等工事の受注者等は、次のことに取組む。
 - ・解体等工事にあたって、法令等に定められた掲示を行い、周辺住民へ周知する。
 - ・事前にアスベストの使用の有無についての調査を行い、結果については書面により、解体等工事の発注者に説明する。
 - ・アスベストを含まない廃棄物とアスベスト含有廃棄物を区分し、搬出するまでの間、適正に保管する。
- 上記「項目・手順等」及び「事前復興（事前準備）」記載事項を参考に取組を検討する。

その他(特記事項、留意点)

○公費解体を実施する場合の契約方式として、市町村直接発注、市町村・業者・住民との3者契約方式、精算方式などが実施された例がある。3者契約方式は効率的であったものの、行政による指導が行き届かない面があり、環境対策上の問題が生じたとの指摘がある。

【関係する法令、計画、資料等】

- ・「廃棄物の処理および清掃に関する法律」
- ・「大気汚染防止法」
- ・「労働安全衛生法」
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」
- ・「災害廃棄物対策指針」（環境省）

取組施策(1)「復興体制の整備」 取組項目ア「震災復興本部等の設置・運営」

趣旨・概要

- 復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するためには、全県的な体制を敷くとともに、それを統括、調整するための組織として「震災復興本部」の確立が必要である。
- 復興に向けた取組を長期的視点に立ち計画的かつ迅速に実施するため、震災復興本部を設置する。(災害対策本部とは別組織)
- 復興関連分野の専門家で構成される震災復興会議(仮称)を設置するなどの対応をとる。
- 復興施策においては、市町村、他の都道府県、国等との連携による対応や複数の自治体による広域的な対応が求められる分野があることから、それぞれの役割分担を踏まえ、各機関が連携・調整を図りつつ推進する。
- 災害後、一定の期間は、災害対策本部との二本部体制とする。

実施時期

被災後1週間～

関係部局

危機管理部など全部局

項目・手順等

(ア) 震災復興本部

- 復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織(徳島県震災復興本部)を庁内に設置する。
- 当該本部内における復興計画を進める担当部局において、既存計画(施策)との整合性の確保や庁内各部局との調整をしながら、被災状況の把握、復興方針及び復興計画の策定、復興に向けたロードマップの提示を行う。
- 復興及び県民生活の安定が図られたときに同本部を廃止する。

a 震災復興本部会議

- 復興施策を展開していくため、各担当部局が相互に協議・調整を図る場として、震災復興本部会議を運営する。
- 同会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興方針、復興計画の策定等、復興に関わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理を行う。

b 震災復興本部事務局

- 復興計画等の案の作成や復興施策等の部局横断的な調整などを行う。

c 震災復興会議(仮称)

- 指定公共機関、外部の有識者等から構成され、計画等の審議を行う。

(イ) 各主体との連携

a 復興連絡協議会(仮称)

○復興に向けた広域的な整合性を図るために、県が中心となり被災市町村との連携を図る復興連絡協議会（仮称）の設置を検討する。

b 県民・事業所等との協力連携

○復興対策の実施に当たっては、県民、事業所等との連携・協力のもと適切な合意形成に努める。

○特に、復興計画の策定や事業の推進に際しては、地域の県民・事業所等の意向を十分に反映させられるような体制を検討する。

c 国や他の都道府県との連携

○被害が広範囲に及んだときは、他の都道府県の復興計画との整合性を図りながら復興施策を推進することが必要となるので、国や他の都道府県との連携を図る。

d 指定公共機関との連携

○地域防災計画で位置づけられている指定公共機関については、必要に応じて協議の場を設け、連携を図る。

事前復興(事前準備)

(ア) 構築すべき具体的復興体制の検討

○どのような構成により復興体制を構築するのかを予め検討しておく。

(イ) 復興業務に係わる諸業務の担当部課の確認

○県及び市町村は、既存部課の分掌事務にない復興関連業務を洗い出し、担当部課を明確にし、地域防災計画に位置付けておく。

○被災市町村の復興対策を推進する部課名・分掌事務・担当者名を事前に確認しておく。

市町村に期待する取組

○上記「項目・手順等」及び「事前復興（事前準備）」記載事項を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

○上記「項目・手順等」記載事項を参考に取組を検討する。

その他(特記事項、留意点)

(ア) 人的資源の確保

○復旧・復興への取組に当たって、特に人材の不足が予想される部門・職種への、庁内からの弾力的、集中的な職員配置を検討する。

○必要に応じて、臨時職員の雇用、他都道府県等への職員の中長期派遣要請の検討を行う。

(イ) 庁内外への十分な情報伝達の実施

○県民、庁内の関係部課及び関係機関が常に復興状況の把握ができるよう、復興関連情報を随時伝達し、全庁的に共有するように努める。

(ウ) 外部事業者の活用

○状況に応じて、復興対策を迅速、円滑に推進するために、各種資料作成、調査等を行う外部事業者の活用を検討する。

(エ) 復興組織の廃止・組織更新

○各種復興事業が完了し、平常業務へ移行したと認められる時点において、庁内で関係機関と調整を図りつつ、復興組織の廃止あるいは縮小についての検討を行う。

【関係する法令、計画、資料等】

- ・「大規模災害からの復興に関する法律（復興法）」
- ・「徳島県地域防災計画」

取組施策(2)「復興計画の策定」 取組項目ア「復興方針の策定」

趣旨・概要

- 復興法において、特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針を定めることができること規定されている。
- 県の復興方針に即して市町村の復興計画等が策定されるため、県は復興方針を速やかに公表する必要がある。

実施時期

被災後1週間～

関係部局

危機管理部など全部局

項目・手順等

(ア) 復興方針の内容

- 復興法第9条第2項においては、次に掲げる事項を定めるものとされている。
 - 一 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
 - 二 特定大規模災害からの復興のために当該都道府県が実施すべき施策に関する方針
 - 三 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

(イ) 復興方針策定のプロセス

- 専門的な意見を聴取するため、有識者等が委員となる徳島県震災復興会議（仮称）を招集し、復興の基本理念等を諮問する。その後、徳島県震災復興会議（仮称）の答申を踏まえ復興方針を策定する。

(ウ) 復興方針の公表

- 復興方針は、地域住民、市町村、他都道府県、国等へ広く公表する。

事前復興(事前準備)

- 本指針を活用し、具体的な復興方針策定に向けた検討（イメージトレーニング）を実施する。
- 復興方針で取り上げるべき項目を整理し、部課体制案を設定しておく。

市町村に期待する取組

- 「徳島県地域防災計画」に即した、市町村地域防災計画の復興に関する内容の拡充を検討する。
- 上記「項目・手順等」及び「事前復興（事前準備）」記載事項を参考に取組を検討する。

その他(特記事項、留意点)

■復旧・復興に関する基本的方向性についてのポイント

(ア) 被災状況の把握

- 地域を復興する際に、どのような方針・手法で復興するかは、地域の被災状況に大きく左右されることから、地域の実情も踏まえた復興方針を策定することが重要である。

(イ) 復興の基本理念

- 復興方針における基本理念は、本指針の第1章3の「復興の基本理念」によるものとする。
- 基本理念は、全庁で共有しておく。

(ウ) 復興の基本的考え方と目標水準の設定

- 震災復興本部は、被災地域の復旧・復興対策を進める上で、被災地域の将来ビジョンに基づき、復興方針を設定する。
- 復興の目標水準については、被害の程度や震災後の社会経済状況を勘案しつつ、何よりも住民との十分な合意形成に基づいて設定することが望ましい。

(エ) 既存の長期計画・広域計画等との整合性

- 復興方針の策定においては、行政施策の継続性、一貫性の観点から、総合計画をはじめとする既存の長期計画・広域計画等との整合性に配慮する。従って、地域の復興策を検討する際にも、こうした既存計画との整合性等についてのチェックを行い、既存計画自体を見直す必要のある場合については、復興計画の作成とあわせて既存計画の修正を行っていく必要がある。

【関係する法令、計画、資料等】

- ・「大規模災害からの復興に関する法律（復興法）」
- ・「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」
- ・「徳島県総合計画」
- ・「徳島県地域防災計画」
- ・「徳島県震災復興都市計画指針」
- ・「復旧・復興ハンドブック」（内閣府）

取組施策(2)「復興計画の策定」 取組項目イ「復興計画の策定及び進行管理」

趣旨・概要

- 復興法において、特定被災市町村は、復興基本方針及び県の復興方針に即して、復興計画を策定できる旨が規定されている。
- 「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」において、県は、市町村と連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、当該復旧及び復興に関する計画を早期に作成することが規定されている。
- 「徳島県地域防災計画」において、県及び市町村は復興方針及び復興計画を策定し、復興に向けたロードマップを示すことが規定されている。
- 本指針を活用しながら、各部局において、復興に向けた取組を検討するとともに、震災復興本部における議論等を通じて、復興計画を策定する。
- 発災後、復興対策を迅速かつ効果的に実施していくためには、その基本となる復興計画を速やかに策定し、その内容を県民、事業者、県内市町村等に周知することにより、関係間で共有し、合意を形成していく必要がある。
- 復興に向けての取組は、平時における取組と比較にならないほどの規模と量の業務に取り組むことになるため、柔軟で適切な進行管理が必要となる。

実施時期

被災後1か月～

関係部局

危機管理部など全部局

項目・手順等

(ア) 復興計画の内容

- 「徳島県地域防災計画」においては、次に掲げる事項を定めるものとされている。
 - ・復興に関する基本理念
 - ・復興の基本目標
 - ・復興の方向性
 - ・復興の計画期間
 - ・復興計画の対象地域
 - ・分野別の復興施策
 - 環境、生活、衛生、廃棄物
 - 保健、医療、福祉
 - 経済、商工、観光、労働
 - 農業、林業、水産業
 - 公共土木施設
 - 教育
 - 防災、安全・安心
 - ・復興に関する行財政運営

(イ) 復興計画策定のプロセス

- 震災復興本部は、基本方針及び復興方針に基づき、復興の具体的な取組と事業をまとめた復興計画を策定する。
 - ・復興方針を基に、震災復興本部事務局において原案を作成する。
 - ・県民等の意見を反映するとともに、議会、市町村や関係機関に対しても意見を求める。その後、意見を集約し、復興計画案を策定する。
 - ・徳島県震災復興会議（仮称）、震災復興本部会議の審議を経て、復興計画等を決定する。

(ウ) 復興計画等の公表

- 県民や市町村などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞やインターネット等の広報媒体により復興計画等を公表する。

(エ) 復興計画の見直し

- きめ細かい進行管理を行うとともに、復興に向けた取組は、長期にわたり、状況変化が著しいことから、計画の改定期に応じた全体的な見直しのみならず、計画期間中においても、柔軟な見直しに努める。

事前復興(事前準備)

- 予想される災害に対し、災害発生後、取り組むべき復興対策の理念、方針、項目及びその方向性を事前に検討しておく。
- 復興計画を策定する際に必要となる地域の人口、産業、都市施設等に関する基礎データを収集・整理し、緊急時における計画策定に活用できるよう整備しておく。
- 具体的な計画を策定するために必要となる地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータの整備・保存並びにバックアップを行う。

市町村に期待する取組

- 上記「項目・手順等」及び「事前復興（事前準備）」記載事項を参考に取組を検討する。

その他(特記事項、留意点)

(ア) 地域等との連携

- 復興計画は多様な分野に及ぶことに加え、県民生活や産業、雇用に密接に関わるものであることから、県民や事業者の意見を十分に反映させるため、次のことを検討する。
 - ・パブリックコメント等による意見の募集、アンケートによる意識調査の実施
 - ・事業者や関係産業団体の意見の聴取
 - ・県外へ避難した被災者への周知・意見募集方法
- 県民や事業者の意見をより反映し合意形成を図るためには、段階的に内容を提示していくことが必要である。特に、復興計画の大枠及び方向性については、固まった段階で県民に提示し、それらに対する県民や事業者の意見を十分に復興計画に反映させることが重要である。

(イ) 復興計画等における特別措置

- 復興法において、復興計画等における特別措置として、
 - ・復興計画に関する協議会を設置し、そこでの協議を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できること
 - ・復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等緩和する特例を設けること
 - ・復興拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること

・被災市町村等からの要請により県等が都市計画の決定等を代行できることの4点が定められた。

【関係する法令、計画、資料等】

- ・「大規模災害からの復興に関する法律（復興法）」
- ・「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」
- ・「徳島県地域防災計画」
- ・「徳島県震災復興都市計画指針」
- ・「復旧・復興ハンドブック」（内閣府）

取組施策(3)「広報・相談対応の実施」 取組項目ア「広報」

趣旨・概要

- 復興に関する行政の方針や具体の施策等を整理し、分かりやすく速やかに県民に広報する。
- 県民が、公平公正に情報を受け取り、情報弱者を出さないよう留意する。
- 高齢者、女性、障がい者、外国人等にも配慮した正確できめ細やかな各種広報活動を展開する。
- 県外に避難した県民にも情報発信を行い、必要な情報の周知を図る。
- 災害対策本部と連携し、被災者、関係者等にシームレスな情報提供を行う。

実施時期

発災直後～

関係部局

危機管理部、経営戦略部など全部局

項目・手順等

(ア) 広報手段・ルートの確保

a マスメディア等との連携

- 新聞、テレビ、ラジオ、CATV、インターネット等の情報を提供するメディアとの連携により、広報を行う。
- マスメディアの専用場所を庁内に確保・提供する。

b 避難先情報の把握

- 郵便局と連携して、被災者への郵便等による情報提供体制を構築する。

c 外国人への広報

- 国際交流等の担当部署が中心となり、多言語による防災ハンドブックや緊急カード等を作成し配布するなど、多くの言語に対する体制を構築する。各国大使館・領事館や外国人支援ボランティア等の協力が有効である。
- とくしま国際戦略センターに「地域外国人コーディネーター」を配置し、市町村や地域の国際交流団体との連携により平時の在住外国人の実態把握に取り組むとともに、災害時には正確できめ細やかな情報提供に努める。

d パンフレット・臨時広報紙等の作成・配布

- 市町村・事業者等の協力を得ながら、パンフレット・臨時広報紙等の作成・配布体制を構築する。

e 市町村との連携

- 被害が甚大で、独自の広報活動が困難となった市町村については必要に応じ、広報活動に係る支援体制を構築する。

f 報道、問い合わせ、うわさ状況の把握

○報道、問い合わせ、うわさの多い事項を把握し、特に誤報やデマ等の発生に対する打ち消し広報など、必要な措置を行う。

g 一元的な窓口の設置

○被災者等の混乱を防ぐとともに、行政機関への直接の問い合わせを軽減するため、各種の問い合わせに対応できる一元的な窓口を設置する。

(イ) 広報の一元的な体制の整備

a 行政機関における広報の一元化の徹底

○早急に一元的な広報体制を構築し、庁内、関係機関へ周知・徹底する。

b 行政機関の担当窓口・連絡情報の一元化

○施設の被災や通常と異なる組織再編などにより、各種担当部署連絡先等が変更される場合があることから、担当部署の新設、連絡先等の変更について一元的に情報を把握し、問い合わせ等に対応できる体制を構築する。

事前復興(事前準備)

- 過去の災害から得られた教訓も活かしながら、迅速な復旧復興に向けた手順や、事前に取り組むべき事項をまとめた本指針を防災・危機管理情報のホームページサイトの「安心とくしま」、「すだちくんメール」、「防災危機管理情報・県公式ツイッター」等を利用し県民に周知する。
- パンフレット・臨時広報紙等の作成については、被災地内の印刷業者等の被災も想定し、全国レベルで対応可能な事業者等を検討する。
- 被災者の避難先の把握・情報共有について、日本郵政との包括連携協定に基づき、郵便局と協力方法等について検討する。
- 大規模災害では、パンフレット・臨時広報紙等の配布が困難となることも想定し、避難所への食料・物資配布ルートを活用、自治会等を活用した配布等を検討する。
- 新聞、テレビ、ラジオ、CATV、インターネット等のメディアの活用方法を検討し、必要に応じて協定等を締結する。

市町村に期待する取組

- 被災地の復興状況の把握に努めるとともに、積極的な情報発信に努める。なお、普段から地域コミュニティ等を通じた広報を実施している場合には、それらも活用する。
- 地域外に避難している住民にも必要な情報を周知するため、その避難先等の把握方法を検討する。
- 被災者の避難先の把握・情報共有等について、郵便局との協定締結や協力方法等について検討する。
- 各地区の事業進捗やまちづくりへの取り組み状況などについて定期的に広報する。また、これに併せて各地区のまちづくり組織等による情報発信を支援する。
- 従前居住者及び土地所有者等関係者に対し、被災地全般に係る事項、特定地域に関する事項それぞれの広報を行う。
- 上記「項目・手順等」及び「事前復興（事前準備）」記載事項を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- 多様な広報手段による情報提供を行うため、事業者が有する情報発信ツールを活用する。
- 県が発信する「安心とくしま」や「すだちくんメール」、「防災危機管理情報・県公式ツイ

- ッター」により、正確な情報を入手し、確認する。
- 県民や地域コミュニティは、SNS等による被災地の積極的な情報発信に努める。

その他(特記事項、留意点)

(ア) 広報実施の基本事項

- 重要な広報に関しては、できる限り知事等が直接被災者に語りかける形で情報提供する。
- 被害情報、関連情報、統計情報を準備し、配布できるようにする。
- 広報担当部署は、定期的に関係部局との情報交換を実施し、最新情報の共有に努める。
- マスメディアへの情報提供は、定期的を実施する。これに加え、復興までの期間における重要な区切りの時期に向けて、最新情報を準備し、積極的な情報提供を行う。(発災後、1週間、1ヶ月、3ヶ月、半年、1年、3年、5年、10年など)
- 一部地域の被害が集中的に報道されることにより、支援の偏在などが起きないように、被害情報の収集に努め、マスメディア・関係業界団体を通じて、全国あるいは世界への情報発信を積極的に展開する。同様に、復旧・再建情報について積極的に広報する。

(イ) 生活再建に係る広報

- 医療・福祉、罹災証明の取得、ゴミ・がれきの処分、応急的な住宅の確保、住宅の補修・再建、雇用、各種給付金や義援金支給、税の減免、心のケアなど、被災者の生活再建に関する広報は多岐にわたる。制度等を広く周知することに加え、対象者に向けたきめ細やかな広報実施を心がける。
- 高齢者・障がい者・外国人等への広報を徹底するよう体制を整える。
- 被災地外への避難者にも情報提供を行う。

(ウ) 産業関連の広報

- 被災事業者に対し、雇用の維持及び事業の再開に関する情報の提供を行うとともに、物流、取引など、間接的被害を軽減する情報の提供を行う。
- 復旧や再建、取引先等への対応、資金調達など、被災事業者は各種対応に追われるため、行政等の施策情報を活用する余裕がない状況となりがちである。様々な支援制度を分かりやすく紹介した冊子の提供や関係業界団体を通じた広報を徹底することが有効である。
- 災害報道によって、被災地全てが壊滅的被害を受けたようなイメージが広がり、風評被害をもたらすことも多いため、マスメディア・関係業界団体を通じて、全国あるいは世界への情報発信を積極的に展開する。同様に、復旧・再建情報について積極的に広報する。

取組施策(4)「金融・財政面の措置」 取組項目ア「金融・財政面の緊急措置」

趣旨・概要

- 市町村及び関係団体と連携し、既存金融制度による融資、既存制度の拡充と特別融資制度の創設を検討するとともに、各金融機関に対する円滑な融資及び既貸付金の条件緩和などを要請する。
- 市町村及び関係団体と連携し、被害状況の把握を通じ、早期に被害額を推計する。被害額を参考に緊急融資等の需要を踏まえ、それを賄うために必要な金融面の措置を検討する。
- 地域の応急復旧や生活再建支援など早急に行うべき事業の予算化を図る。その後の通常の予算においても、適切に対応していく。
- あらかじめ市町村、関係団体及び金融機関並びに財務・会計関連システム運営事業者と連携を図り、災害時の緊急処置に対応できる体制を構築する。

実施時期

発災3日後～

関係部局

経営戦略部、出納局など全部局

項目・手順等

(ア) 緊急の金融措置

- 市町村及び関係団体と連携し、被害を受けた農林漁業者、中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、必要に応じて、次のような金融支援対策を実施する。
 - a 既存制度の拡充と特別融資制度の創設
 - 既存融資制度の拡充又は特別融資制度の創設を検討するとともに、これに伴う関係金融機関への預託等の措置を行う。
 - 信用力・担保力が不足した事業者への金融の円滑化を図るため、特別保証制度の創設を検討する。
 - b 各金融機関に対する円滑な融資の要請
 - 被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請する。
 - c 既貸付金の条件緩和
 - 被害を受けた事業者に対する県制度による既貸付金について、法令規則等の範囲において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を検討するとともに、関係金融機関に対し指導を行う。
 - 被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害を受けた事業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(イ) 財政需要見込額の算定

- 市町村及び関係団体と連携し、被害を受けた中小企業等の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業等の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。
- 県及び市町村の各部局等は、被災状況調査結果をもとに各種復旧・復興事業などの財政需要見込額を算定する。
- 財政担当課は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する。

(ウ) 行財政計画の検討

- 財政担当課は、各種災害復旧事業制度、地方債制度、地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。
- 財政担当課は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付、起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を検討する。
- 財政担当課及び会計担当課は、災害対策に係る資金計画において、一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務事務所、郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。

■資金計画

○資金計画の策定

財政担当課は、各種災害復旧事業制度、地方債制度、地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

○各種災害復旧事業制度の活用

災害復旧事業担当課は、国からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき必要な措置を講ずる。

○地方財政措置制度の活用

財政担当課は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。

○短期資金の確保

財政担当課及び会計担当課は、災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務局もしくは郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。

(エ) 予算編成

a 予算編成の基本方針作成

○発災後は本予算、補正予算をあわせて数次の予算編成が必要になる。このため、一連の予算編成について基本的な方針を策定することが、効果的な施策の実施に重要となる。基本方針は次の項目を踏まえたものとする。

- ・当該年度の補正予算編成の考え方
- ・次年度の予算編成の考え方

○緊急度が高い復旧・復興対策を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と、執行を当面凍結すべき事業を早急に抽出し、予算の執行方針を策定することが重要であり、その旨を計画に盛り込む。

b 予算編成の実施

○発災から概ね1週間までに応急活動費用への予算措置を行う。

事前復興(事前準備)

- 各種財政需要ごとに担当部局を明確にし、予算編成の資料として取りまとめる順を定めておく。
- 財務・会計関連システムが機能しなくなった場合を想定し、平時から金融機関との間で、システム停止や通信回線の破断を前提にした送金訓練を実施する。
- 市町村、関係団体及び金融機関と連携し、多岐にわたる被災者支援資金や、各種支援制度の効率的な申請・受付体制を構築しておく。

市町村に期待する取組

- 県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。
- 各種災害復旧事業制度及び地方財政制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。
- 上記「項目・手順等」及び「事前復興（事前準備）」記載事項を参考に取組を検討する。

事業者等に期待する取組

- 被害状況を把握するとともに、事業再開に向けた資金計画を作成する。
- 災害時の運営体制を確立するため、財務・会計関連システム運営事業者は、システムやデータの重層的なバックアップを実施するとともに、あらかじめ障害発生時のシステム復旧の運用手順を取り決め、システム切り替え訓練などを実施する。
- 指定金融機関等においては、「大規模災害等における資金の安定供給に関する協定書」の実効性を確保するため、平時から資金供給体制を確立しておく。